

日 社 協 第 1 7 号  
平成26年8月22日

会 員 各 位

一般社団法人 日本社会医療法人協議会  
会 長 西 澤 寛 俊

会員の現状に関する調査について  
(ご依頼)

日頃、当協議会の事業運営にご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
このたび、会員の皆様の状況を確認するため、調査を行うことと致しました。  
ご多忙の折、誠に恐縮ではありますが、趣旨をご賢察のうえ、何卒ご協力方  
よろしくお願い申し上げます。

記

【同封書類】

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| 1. 会員の状況調査票の記入要領について | 1 枚      |
| 2. 会員の会員現状調査票・様式     | 法人用 2枚   |
|                      | 関連施設用 1枚 |
| 3. 会員の会員現状調査票・記載例    | 3枚       |

以上

○調査票については当協議会ホームページ( <http://www.nishakyo.or.jp/> )にも掲載して  
おります。ダウンロードしてお使い下さい。

○ご回答いただいたデータは当協議会の会員状況を把握する目的のみに使用し、個別情  
報が外部に漏れることは決してございません。

○問合せ先 一般社団法人日本社会医療法人協議会 事務局 (担当:佐藤)

TEL/FAX 03-6261-0138

## 会員の現状調査票の記入要領について

### 1. 調査票について

調査票につきましては、法人用（2枚）・関連施設用（1枚）がございます。記載例及び下記記入要領に沿ってご記入下さるようお願い致します。なお、各調査票については当協議会ホームページにも掲載しております。（アドレス：<http://www.nishakyo.or.jp/>）

#### ○法人用現状調査票について：

記載例をご参照の上、各項目についてそれぞれご記入下さい。代表者名については、理事長と同一の場合は「1 理事長」に○をご記入下さい。

E-mailについては、「代表者宛 E-mail」には理事長または秘書（室）のメールアドレス、「担当者宛 E-mail」には理事長または秘書（室）以外のメールアドレスをそれぞれご記入下さい。（メールアドレスが同一の場合にも、それぞれご記入下さい）

2枚目の法人の附帯業務については、貴法人で該当する附帯業務に○を付けて下さい。また、関連する社会福祉法人がございましたら○を付けて下さい。

#### ○関連施設用現状調査票について：

関連施設用現状調査票については、お手数ですが、調査表を施設分コピーの上、貴法人で開設している全ての病院・診療所・介護老人保健施設の記載をお願い致します。関連施設種別に○印をご記入の上、記載例をご参照の上各項目についてそれぞれご記入下さい。

### 2. ご提出について

ご提出は事務局までFAXまたはE-mailにて、**9月12日（金）まで**にご提出くださいますようお願い致します。

**FAX番号：03-6261-0138**      **E-mail：sato@nishakyo.or.jp**

### 3. 問合せ先

一般社団法人日本社会医療法人協議会 事務局 （担当：佐藤）

TEL/FAX：03-6261-0138      E-mail：sato@nishakyo.or.jp

一般社団法人日本社会医療法人協議会 会員現状調査

**法人用（1枚目）**

フリガナ			
法人名	医療法人		
フリガナ			
理事長名	1 医師 / 2 非医師		
フリガナ			
代表者名	1 理事長 / 2 理事長以外		
代表者宛 E-mail			
フリガナ			
担当者名	役職・所属部署	氏名	
担当者宛 E-mail			
医療法人 設立年月日	昭和 平成 年 月 日		
本部住所	(〒 - )		
電話番号	( )	FAX 番号	( )

**法人用（2枚目） 法人の附帯業務（該当する附帯業務に○を付けて下さい）**

○ 印	業 務 内 容
	第1号 医療関係者の養成または再教育
	第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置
	第3号 医療法第39号第1項に規定する診療所以外の診療所の開設
	第4号 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防運動施設)
	第5号 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防温泉利用施設)
	第6号 保健衛生に関する業務
	① 薬局
	② 施術所
	③ 衛生検査所
	④ 介護福祉士養成施設
	⑤ 介護職員養成研修事業
	⑥ 難病患者等居宅生活支援事業
	⑦ 病児・病後児保育事業
	⑧ 介護保険法に規定する訪問介護等の事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為
	⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業等のうち、「保健衛生に関する業務」とするもの。
	⑩ 助産所
	⑪ 歯科技工所
	⑫ 福祉用具専門相談員指定講習
	⑬ サービス付き高齢者向け住宅の設置。
	⑭ 特定労働者派遣事業であつて、労働者派遣法施行令第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣
	⑮ 地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業
	⑯ 障害者就業・生活支援センター
	⑰ 訪問看護事業
	⑱ 認可外保育施設において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業
	⑲ 認可外保育施設であつて、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。
	⑳ 医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者へ当該医療法人が配食を行うもの。
	㉑ 海外における医療施設の運営に関する業務
	第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの実施
	第8号 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）
	関連する 社会福祉法人 がある場合は左欄に○印を付けて下さい。

**関連施設用**

( 医療法人 )

開設施設種別	病 院 ・ 診療所 ・ 介護老人保健施設				
フリガナ					
施設名					
フリガナ					
管理者名					
所在地	( 〒      -      )				
病床数※	合計	一般	療養	精神	感染・結核
診療科目					
電話番号	(      )	FAX 番号	(      )		

1 施設 1 枚の記載をお願い致します。  
 (複数施設をお持ちの場合は、本紙をコピーしてお使い下さい)

※介護老人保健施設の場合は、合計数のみの記載で構いません。

(記入例)

## 一般社団法人日本社会医療法人協議会 会員現状調査

**法人用 (1枚目)**

フリガナ	イリョウハウジン チョダカイ		
法人名	医療法人 千代田会		
フリガナ	ニホン タロウ		
理事長名	① 医師 / 2 非医師 日本太郎		
フリガナ	ニホン タロウ		
代表者名	① 理事長 / 2 理事長以外 日本太郎		
代表者宛 E-mail	nihon@nishakyo.or.jp		
フリガナ	ジムキョクチョウ	トウキョウ	ジロウ
担当者名	役職・所属部署 事務局長	氏名 東京次郎	
担当者宛 E-mail	tokyo@nishakyo.or.jp		
医療法人 設立年月日	昭和 平成 55 年 5 月 5 日		
本部住所	(〒102-0071) 東京都千代田区富士見 2-6-12		
電話番号	03 (6261) 0138	FAX 番号	03 (1111) 1111

**法人用（2枚目） 法人の附帯業務（該当する附帯業務に○を付けて下さい）**

○ 印	業 務 内 容
○	第1号 医療関係者の養成または再教育
	第2号 医学又は歯学に関する研究所の設置
	第3号 医療法第39号第1項に規定する診療所以外の診療所の開設
	第4号 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防運動施設)
	第5号 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防温泉利用施設)
	第6号 保健衛生に関する業務
○	① 薬局
	② 施術所
	③ 衛生検査所
	④ 介護福祉士養成施設
	⑤ 介護職員養成研修事業
	⑥ 難病患者等居宅生活支援事業
	⑦ 病児・病後児保育事業
	⑧ 介護保険法に規定する訪問介護等の事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為
○	⑨ 介護保険法にいう居宅サービス事業等のうち、「保健衛生に関する業務」とするもの。
	⑩ 助産所
	⑪ 歯科技工所
	⑫ 福祉用具専門相談員指定講習
○	⑬ サービス付き高齢者向け住宅の設置。
	⑭ 特定労働者派遣事業であって、労働者派遣法施行令第2条第1項の規定により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務から除外されている労働者派遣
	⑮ 地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業
	⑯ 障害者就業・生活支援センター
	⑰ 訪問看護事業
	⑱ 認可外保育施設において、障害のある幼児児童生徒に対し、看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業
	⑲ 認可外保育施設であって、地方公共団体がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営を委託し、又はその運営に要する費用を補助するもの。
○	⑳ 医療法人の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者へ当該医療法人が配食を行うもの。
	㉑ 海外における医療施設の運営に関する業務
○	第7号 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの実施
	第8号 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）
○	関連する 社会福祉法人 がある場合は左欄に○印を付けて下さい。

(記入例)

**関連施設用**

( 医療法人 千代田会 )

開設施設種別	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">病院</span> ・ 診療所 ・ 介護老人保健施設				
フリガナ	ニホンソウゴウビョウイン				
施設名	日 本 総 合 病 院				
フリガナ	ニホン ジロウ				
管理者名	日 本 次 郎				
所在地	(〒102-0071) 東京都千代田区富士見3-5-10				
病床数※	合計	一般	療養	精神	感染・結核
	200	100	100		
診療科目	内科 外科 リハ				
電話番号	03 (0000) 0000		FAX 番号	03 (0000) 1111	

1 施設 1 枚の記載をお願い致します。  
 (複数施設をお持ちの場合は、本紙をコピーしてお使い下さい)

※介護老人保健施設の場合は、合計数のみの記載で構いません。